

恵庭市中島公園管理棟改修事業

(設計・施工一括発注方式)

要求水準書

令和 6 年 5 月

恵庭市

I 総則

本要求水準書は、恵庭市（以下「発注者」という。）が恵庭市中島公園管理棟改修事業（設計・施工一括発注方式）（以下「本事業」という。）の実施にあたり、最低限満たさなければならない水準を示すものである。

1. 事業目的

本事業は、老朽化した対象施設の長寿命化、バリアフリー化および多機能化などを目的とした改修を実施することにより、施設利用者にとって魅力的で快適な環境を提供することを目的とする。

2. 事業方針

本事業はコスト縮減、工期短縮を図るため民間の技術的能力等を最大限に活用し、設計・施工一括発注方式を採用する。

当該施設利用者が安全で快適に利用できる環境を提供するとともに、使いやすさにも配慮すること。施工業務においては、利用者に支障をきたさない計画とし、安全に十分配慮すること。併せて地球温暖化防止にも努め、環境に優しい公共施設を目指すこと。

3. 事業場所

恵庭市中島公園管理棟（恵庭市中島町3丁目1）

4. 事業範囲

本事業は次の事業を行う。

設計業務、改修工事、工事監理業務

5. 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、関係法令、条例、規則を遵守するとともに、各種基準、指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせること。（記載のないものについては国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の仕様とする。）

また、関係法令等は最新版を適用するものとする。本事業の実施に関して特に留意すべき関係法令、条例、適用基準等は次のとおり。

- ・都市公園法
- ・建築基準法
- ・消防法

- ・労働安全衛生法
- ・労働基準法
- ・電気事業法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・計量法
- ・建築士法
- ・建設業法
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・廃棄物の処理および清掃に関する法律廃棄物の処理および清掃に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・石綿障害予防規則石綿障害予防規則
- ・高圧ガス保安法
- ・フロン類の使用の合理化および管理の適正化に関する法律
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）「国土交通省」
- ・建築工事標準詳細図「国土交通省」
- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）「国土交通省」
- ・建築設備設計基準「国土交通省」
- ・建築設備耐震設計・施工指針「独立行政法人建築研修所監修」
- ・官庁施設の総合耐震計画基準「国土交通省」
- ・建築工事監理指針「国土交通省」
- ・電気設備工事監理指針「国土交通省」
- ・機械設備工事監理指針「国土交通省」

- ・ 建築保全業務共通仕様書「国土交通省」
- ・ 工事写真の撮り方 建築設備編「国土交通省」 建築設備編「国土交通省」
- ・ 内線規程「社団法人 日本電気協会」
- ・ 高圧受電設備規程「社団法人日本電気協会」
- ・ 高調波抑制対策技術指針「社団法人 日本電気協会」
- ・ 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針
- ・ 建築物の解体等に係る石綿飛散対策防止マニュアル「環境省」
- ・ 各種計算基準「一般社団法人日本建築学会」
- ・ その他関連する法令等

6. 本事業のスケジュール

本事業のスケジュールは次のとおり。

表：事業スケジュール

事業の内容	時期（予定）
設計業務委託契約締結	令和6年6月中旬
工事請負契約締結	令和6年8月下旬
施工期間	令和6年8月下旬から令和7年1月下旬
事業完了	令和7年2月下旬

本事業の事業期間は、設計業務委託契約締結の日から、令和7年1月31日（金）までとする。

7. 貸与する資料

発注者が所有している資料で、貸与するものは次のとおりとし、本事業以外の目的に使用してはならない。この他、本事業遂行に必要な資料の収集、調査等は原則事業者が行うこと。

表：貸与資料一覧

資料名	備考
中島公園整備工事の内 公衆便所新築工事 竣工図	建築図 電気設備図 機械設備図

なお、貸与する資料は参考とし、その内容は発注者が保証するものではない。
発注者が貸与する全ての資料は本事業を遂行するためのものであり、その取り扱いには十分注意すること。

II 設計業務要求水準

1. 基本事項

(1) 業務範囲

事業者は、本要求水準書、提案書に基づき、設計を行う。

(2) 実施体制

事業者は、設計業務を管理する設計管理技術者を配置し、発注者に通知する。また設計管理技術者は、本事業の目的・趣旨・内容を十分理解した、次の要件を満たす者とする。

○ 1 級建築士または 2 級建築士の資格を有する者

(3) 設計業務計画書の提出

設計業務計画書を提出し、発注者に承諾を得てから設計業務に着手すること。設計業務計画書の内容は、概ね設計方針、業務工程、業務内容、成果品、審査体制、設計に係る資料等とする。

(4) 設計変更

発注者が必要と認める時は、事業者に対して、設計の変更を要求することができる。この時の手続きおよび費用負担等は協議により定める。

2. 設計業務の基本方針

(1) 現状について

現在使用している施設は、平成 2 年 9 月に竣工したトドマツ角校倉工法の木造平屋建ての施設である。

竣工から 33 年が経過しており、屋根のカラーベストコロニアルの劣化やポーチ木部の腐食・断面欠損など老朽化が進んでいる。

また、多目的トイレは設置されているものの、現行のバリアフリー基準には適合しておらず、他のトイレは和式便器のみであり、利用者が利用しやすい施設とはなっていない。

さらに、利用者に開放することが望ましい居室があるものの、安全・安心に開放できる状況とはなっていない。

(2) 設計業務の基本方針

本事業は、老朽化した対象施設の長寿命化、バリアフリー化および多機能化などを目的とした改修を実施することにより、施設利用者にとって魅力的で快適な環境を提供することを目的とする。

設計業務は、長寿命化、バリアフリー化および多機能化などの目的を念頭に業務を遂行すること。

(3) 設計の妥当性、設計体制

本事業のスケジュールに合わせ、確実に事業が完了できる妥当性の高い設計とすること。また、適切な設計体制を整えること。

(4) フレキシビリティへの配慮

今後の維持管理を考慮した計画とすること。また、日常の使用や維持管理における対応に配慮した計画とすること。

(5) ゼロカーボンシティ宣言

恵庭市は令和4年6月22日、ゼロカーボンシティの実現を目指すことを宣言し、取り組みを進めています。

本事業においても、太陽光発電設備と蓄電池設備の整備による電力の自家消費など、ゼロカーボンシティの実現に資する取り組みについての提案を強く希望します。

なお、ゼロカーボンシティの実現に資する取り組みの推進にあたり、補助金や助成金など活用を提案することが可能です。

3. 設計業務の要求水準

(1) 設計基準および設計要領書

①仕様書

ア 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書

(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)

イ 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 建築工事監理指針

ウ 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 電気設備工事監理指針

エ 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 機械設備工事監理指針

オ 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書

(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)

カ 国土交通大臣官房官庁営繕部監修 建築改修工事監理指針

キ 国土交通大臣官房官庁営繕部監修	電気設備改修工事監理指針
ク 国土交通大臣官房官庁営繕部監修	機械設備改修工事監理指針
ケ 国土交通大臣官房官庁営繕部監修	木造建築工事標準仕様書
コ 国土交通大臣官房官庁営繕部監修	建築物解体工事標準仕様書
サ 国土交通大臣官房官庁営繕部監修	建築工事標準詳細図
シ 国土交通大臣官房官庁営繕部監修	公共建築設備工事標準詳細図[機械・電気]

②設計要領

ア 防衛省	防衛施設周辺防音事業 工事標準仕方書
イ 文部科学省	公立学校施設整備事務ハンドブック
ウ 日本建築学会	建築設計資料集成
エ 日本建築学会	建築設備設計基準
オ 日本建築学会	建築設備設計計画計算書作成の手引き
カ 日本建築学会	建築設備耐震設計-施工指針 2014 年版
キ 空気調和・衛生工学学会	空気調和・衛生工学便覧
ク 国土交通省住宅局住宅生産課監修	建築関係 J I S 要覧
ケ 国土交通省	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

③積算要領

ア 北海道建設部	営繕工事標準単価表
イ 北海道建設部	営繕工事積算要領
ウ 国土交通大臣官房官庁営繕部監修	公共建築工事積算基準
エ 国土交通大臣官房官庁営繕部監修	公共建築工事積算基準の解説[建築・設備編]
オ 国土交通大臣官房官庁営繕部監修	公共建築工事内訳書標準書式・同解説 [建築工事編]
カ 国土交通大臣官房官庁営繕部監修	公共建築工事内訳書標準書式・同解説 [設備工事編]
キ 建築積算研究会制定	建築数量積算基準・同解説
ク 建築積算研究会制定	建築設備数量積算基準・同解説
ケ 建設物価調査会編	建設工事標準歩掛り

(2) 設計業務

①屋根改修

ア 屋根の葺き替えおよび屋根下地（防水）の改修は必須とする。ただし、既存と同じカラーベストコロニアルで吹き替えるのか、あるいはガルバニウム鋼板など他の資材で吹き替えるのかについては、コストも含め比較検討すること。

イ 既存屋根材（カラーベストコロニアル）は、アスベストを含有していることから、関係法令に基づき適切に撤去・処分すること。

ウ 屋根下地（野地板、垂木など）や破風、軒天などの改修は、経年劣化や腐食等によるひび割れ部改修や欠損部改修については必須とする。

②外部改修

ア 経年劣化や腐食等によるひび割れ部改修や欠損部改修は必須とする。

イ 木部塗装や鉄部塗装などは、既存建物の現状を確認した上で、塗装改修実施の有無について検討すること。

③建具改修

ア 施設をバリアフリー化する上で障害となる建具は、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】令和4年3月国土交通省に準拠し、有効幅員の確保等を目的として更新を検討すること。

イ 塗装などの補修等により再利用が可能なものは、補修等の方法を検討すること。

ウ 窓ガラスなどで破損しているものについては、交換を必須とする。

エ 管理上必要なシャッターについても、劣化や破損がみられることから、更新を必須とする。

④内装改修

ア キッズスペース

(ア) 施設内には、幼児を対象としたキッズスペース（10～20 m²程度）の整備を必須とする。

(イ) キッズスペースの中心的な利用者は幼児とその保護者を想定し、靴を脱いで利用できる空間とすること。

(ウ) キッズスペースは、防犯面を考慮して屋内外から見通しの良い開放的な空間とすること。

(エ) キッズスペースの棚やベンチなど什器・備品についても検討すること。

(オ) キッズスペースは、エアコンなどによる冷暖房の設置を必須とする。

(カ) 経年劣化や腐食等によるひび割れ部改修や欠損部改修は必須とする。

(キ) 木部塗装や鉄部塗装などは、既存建物の現状を確認した上で、実施の有無について検討すること。

イ 授乳室

- (ア) 施設内に、利用者を対象とした授乳室の整備を必須とする。
- (イ) 授乳室の棚やベンチなど什器・備品についても検討すること。

ウ 休憩コーナー

- (ア) 施設内に、利用者を対象とした「座って休憩できるコーナー」（以下「休憩コーナー」という。）の整備を必須とする。
- (イ) 休憩コーナーの棚やベンチなど什器・備品についても検討すること。
- (ウ) 休憩コーナーには、スマートフォンなどを充電可能なコンセントを複数設けること。

エ トイレ改修

- (ア) トイレの改修（洋式化）は必須とし、多機能トイレ 1か所（手洗い1、大便器1）、男性用トイレ 1か所（手洗い2、大便器2、小便器3）、女性用トイレ 1か所（手洗い2、大便器4）として、各トイレの配置について検討すること。
- (イ) トイレの設計にあたっては、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】令和4年3月国土交通省に準拠すること。
- (ウ) 多機能トイレには、標識、腰掛便座および手すり、オストメイト用設備、洗面器、ステンレス鏡、乳幼児用設備、大型ベッド等および緊急時通報設備を必須とする。
- (エ) 衛生器具については、下記を標準として市担当者と協議すること。

表：衛生器具一覧

衛生機器	仕 様
大便器	CS140・TC290V6W (TOTO (株)) 床置床排水大便器・普通便座（蓋無し）他付属品一式共 ※親子便座 WB-1U・VB-20Y (北海道水道機材 (株)) 押ボタンスイッチ・洋式用洗浄管一式共
大便器	C480AN・TC291J・TC60 (TOTO (株)) 車椅子対応便器（高座面）・普通便座（蓋無し）・幼児用普通便座 他付属品一式共 WB-1U・VB-20Y (北海道水道機材 (株)) 押ボタンスイッチ・洋式用洗浄管一式共
紙巻器	YH121MK (TOTO (株)) スペア付紙巻器・ステンレス製・鍵付き
小便器	UHF507CR (TOTO (株)) 床置床排水小便器・洗浄管 他付属品一式共 ※シングルフック (YKH20R) WB-1U・VB-13 (北海道水道機材 (株)) 押ボタンスイッチ・小便器用バキュームブレーカー
洗面器	L531 (TOTO (株)) アンダーカウンター式洗面器・S 止水栓・S トラップ 他付属品一式共 WB-1U・FT2-13 (北海道水道機材 (株)) 押ボタンスイッチ・手洗用吐水口

掃除流し	SK322・TK2 (TOTO (株)) 掃除用流し・リムカバー・Sトラップ 他付属品一式共 WK-1U・FCW-2 (北海道水道機材 (株)) 掃除流し用切替スイッチ・手洗用水栓
手すり	T112CL10 (TOTO (株)) L型手すり・700×700 T112H7R (TOTO (株)) はねあげ手すり・700L T112CU22 (TOTO (株)) 小便器用手すり
ベビーシート	YKA24S (TOTO (株)) 樹脂製・使用上限質量：30kg まで
収納式 多目的シート	EWC500RS (TOTO (株)) パブリック用折りたたみシート
オストメイト	UAS81RDC1NW#NW1・UTR141×2 (TOTO (株)) コンパクトオストメイトパック (電気温水器・停電時洗浄レバー)・ 側板×2 他付属品一式共 ※リモコン便器洗浄ユニット：AC100V・常時 1W・駆動時 30W ※電気温水器：AC100V・600W

(オ) 本施設は冬期間も開放していることから、電動水抜装置や床暖房、パネルヒーターを使用することで凍結対策を講じている。既存の凍結対策設備は老朽化が進んでいることから、新たな凍結防止対策について、コストも含め比較検討すること。

(カ) 給水管、排水管は劣化状況を確認し、必要に応じて更新を検討すること。

⑤電気設備

- ア 冷暖房設備の設置など電力使用量の増減が見込まれる場合は、既存の引込開閉器盤や分電盤などの改修・更新についても実施すること。
- イ 本施設内に設置されている LED 照明は、再使用することを原則とする。なお、LED 化されていない照明灯および新たに設置が必要な照明灯については、本事業で更新・整備すること。
- ウ 照明灯の制御は、人感センサーを用いるなど省エネルギー化を図ること。

⑥その他

- ア 施設の施錠・開錠は、タイマー制御による実施を検討すること。

(3) 積算業務

- ①建築積算 (積算数量算出書 (積算数量調書を含む) の作成、単価作成資料の作成、見積収集および見積検討資料の作成)
- ②電気設備積算 (積算数量算出書 (積算数量調書を含む) の作成、単価作成資料の作成、見積収集および見積検討資料の作成)

- ③機械設備積算（積算数量算出書（積算数量調書を含む）の作成、単価作成資料の作成、見積収集および見積検討資料の作成）

Ⅲ 改修工事要求水準

1. 基本事項

(1) 業務範囲

次のとおり、建築改修等の施工を行う。

- ①施工のための事前調査業務
- ②改修工事
- ③その他必要となる工事

(2) 業務の期間

「I-6 本事業のスケジュール」のとおり

(3) 実施体制

事業者は、現場代理人および監理技術者届を工事着手前に発注者に提出し、承諾を得ること。また、現場代理人、監理技術者はそれぞれ、次の要件を満たす者とする。

- ①現場代理人は、引き続き3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。
- ②監理技術者は、前項の要件を満たし建設業法第26条の規定を満たす者。

(4) 施工状況の報告

事業者は、工事履行報告（進捗管理）を提出し、発注者に進捗状況を報告すること。

2. 改修工事の基本方針

本事業のスケジュールに合わせ、確実に施工ができる施工計画・施工体制とする。
また、施工において廃棄物削減を努めるなど環境負荷の軽減に努めること。

3. 改修工事の要求水準

(1) 一般的要件

- ①工事施工に必要な各種申請、届出等は事業者の責任・費用において行うこと。
- ②仮設、その他必要となる関連工事については、事業者の責任において行うこと。
- ③事業者は当該施設の運営上支障のない範囲で施工に必要な工事用電力、水道を有償で使用することができる。

- ④施工にあたって、現場調査を十分に行うこと。万が一既存施設を工事により破損させた時は、速やかに発注者および指定管理者へ報告するとともに復旧を行うこと。この際の費用は事業者が負担すること。

(2) 現場作業日・作業時間

作業日・作業時間については、施設に支障がない範囲とし、原則、次のとおりとする。

- ①作業時間は概ね午前8時30分から午後5時30分とするが、指定管理者と協議して決定する。
- ②夜間工事は原則認めないが、やむを得ない場合は、近隣に配慮し、発注者、指定管理者と協議して決定する。
- ③工事車両の通行に施設利用者に影響がないよう十分に配慮すること。
- ④上記以外に作業が必要となる場合は、発注者と協議して決定する。

(3) 安全管理

- ①施設利用者の安全確保を最優先とすること。
- ②工事範囲は最小限とし、十分に発注者と協議し決定すること。仮囲等安全措置に関しては、施工計画で承認する。
- ③工事期間中に施設利用者が工事範囲に立ち入らないよう、容易に判別できよう配慮すること。また、施工期間中における発注者、指定管理者との連絡体制を整えること。

(4) 非常時、緊急時対応

事故、火災等の非常時、緊急時の対応は施工計画書に記載すること。

また、事故等が発生した際は施工計画書に基づき、直ちに被害拡大防止に必要な措置を講じること。

(5) 近隣対策等

事業者は作業に伴う騒音、振動、臭気、有害物質の排出、熱風、電波障害、粉塵の発生により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲で対策を講じること。

また、近隣住民への影響が見込まれる作業は、事前に工事内容や影響を近隣住民へ周知徹底すること。

(6) 現場管理等

事業者は、施設出入口付近に工事看板等により工事概要、作業体系図、緊急連絡等を掲示すること。

(7) 工事写真

事業者は、着工前、施工中、完成等工事の状況が容易に分かるよう、工事写真を完成時に提出すること。特に工事完成後に外部から見えない主要部分や使用材料については、確認ができる写真についても提出すること。

また、中間検査、完成検査時の写真を各検査終了後に提出すること。

(8) 建設副産物の取扱

建設副産物の取扱事業者は、工事に伴い発生する廃棄物等（発生材）のリサイクル、再資源化に努め、再生製品の活用に努めること。

(9) その他

- ①接着系アンカーを使用する場合は、所定の強度となるまで十分養生すること。
- ②本事業で設置する設備には、使用場所や行き先が判別できるようラベル等の表示をすること。
- ③既存設備の取出部分等の取合部分には、ラベル等の表示をすること。
- ④工事車両の出入りに対する交通障害、敷地内および周辺の危険防止に努めること。
近隣地域における工事用車両の通行は、通学、通勤の時間帯を避けること。
- ⑤火気使用や火花の飛散等、火災のおそれのある作業を行う場合は、火気の取扱に十分注意し、火災防止に有効な材料等で養生するほか、消火器を作業場所周辺に置き、火災防止の徹底を図ること。
- ⑥敷地内における喫煙は認めない（敷地内禁煙）。

IV 工事監理業務要求水準

1. 基本事項

(1) 業務範囲

施工業務における工事監理

(2) 工事監理者の配置

工事監理業務を実施するにあたっては、設計管理技術者の資格要件「Ⅱ－1－(2)」に示す資格要件に準じる有資格者等を配置し、発注者に承認を得てから配置すること。

(3) 業務の報告および書類・図書等の提出

工事監理技術者の配置後、直ちに工事監理計画書を提出すること。工事施工中は施工状況の確認、現場代理人から提出される工事履行報告書を確認し、書面で定期的に発注者へ報告すること。また、施工中に仕様の変更が必要となり、契約金額の変更の

恐れがある場合、速やかに発注者に対して打合簿により報告すること。なお、設計業務の仕様変更については発注者、事業者、工事監理技術者の協議により決定する。

2. 工事監理業務の基本方針

工事監理技術者は、設計成果内容を十分理解し、本事業のスケジュールに合わせ、工事進捗管理を行い、品質が確保できるよう必要な対策を講じること。

3. 工事監理業務の要求水準

(1) 一般的要件

工事監理計画書により監理方針、進捗管理方法について書面で提出し、発注者の承諾を得ること。

(2) 中間検査、完成検査

発注者の中間検査、完成検査に協力し、検査に立ち会うこと。工事監理業務が完了した時は、速やかに発注者の工事監理業務に対する完成検査を受けること。

4. コスト管理

(1) 契約金額の変更

原則、契約金額を超えることはできない。ただし、次の場合は除く。

①発注者による施工内容の変更の指示があった場合

②事業者が改修工事における仕様の変更を提案し、発注者が特にこれを承諾した場合

(2) 工事に係る施工単価

改修工事において、工事内訳書にない施工単価については、発注者、事業者、工事監理技術者の協議により決定する。

(3) 全体金額の調整

仕様等の変更により契約金額の増額が見込まれる場合、工事監理技術者は設計業務の要求水準の範囲内で発注者に減額となる提案を行い、契約金額の範囲内となるよう努めること。

別紙 1 提出書類一覧（設計業務）

1. 設計業務着手前

書類名称	部数	規格	媒体種別		備考
			紙	電子	
管理技術者通知	1	A4	○		
重要事項説明	1	A4	○		※建築士法第 24 条の 7 ※建築士法第 24 条の 8
業務工程表	1	A4	○		
業務再委託願	1	A4	○		※再委託する場合のみ
設計業務計画書 ・業務一般事項 ・業務工程計画 ・業務体制 ・業務方針	1	A4	○		

2. 設計中

書類名称	部数	規格	媒体種別		備考
			紙	電子	
進捗状況報告書	1	A4	○		※2 週間/回ごとに提出
打合せ議事録	1	A4	○	○	
打合せ用資料	1	任意	○	—	
中間審査実施					※契約締結後、業務担当員と審査日程および審査内容について協議を行うこと。 ※また、審査日程については、設計業務計画書に記載すること。

3. 設計業務完了時

書類名称	部数	規格	媒体種別		備考
			紙	電子	
設計図面	3	A3	○	○	設計図面製本 ※A3 2 折 表紙、背表紙を含む CAD および PDF
内訳書	1	A4	○	○	内訳書数量入力システム（RIBC） ※代価等で作成する単価については、備考欄に詳細を記載する。
単価策定書	1	A4	○	○	代価表、見積原本を含む ※ 見積は、法定福利費を含んだものを提出すること。 ※見積が材料費のみの場合は、歩掛の「その他」の率は中間値つること。 ※施工時に有効な見積であること。

積算調書	1	A4	○	○	
設計・積算審査チェックリスト	1	A4	○	○	
工事概要書	1	A4	○	○	工事概要説明用の図面
各種比較検討書	1	A4	○	○	
各種計算	1	A4	○	○	必要に応じて提出
想定工期工程表	1	A4	○	○	

別紙2 提出書類一覧（改修工事）

1. 施工前に提出する書類

書類名称	部数	規格	媒体種別		備考
			紙	電子	
工事工程表	1	任意	○		
現場代理人等指定通知書	1	A4	○		
建設業退職金共済制度掛収納書	1	A4	○		
建設業退職金共済制度掛収納書を提出しない理由書	1	A4	○		
下請負人選定通知書（施工体制台帳等）	1	A4	○		
技能士選定通知書	1	A4	○		
施工体系図	1	A4	○		
法定外労災保険証書等の写し	1	A4	○		
施工計画書 ・ 工事概要 ・ 工事管理一般事項 ・ 実施工程表 ・ 現場組織表 ・ 安全衛生組織表 ・ 緊急時連絡表 ・ 仮設計画 ・ 安全管理要領 ・ 安全対策 ・ 環境対策計画 ・ 施工要領 ・ 施工管理計画 ・ 工程管理	1	A4	○		

<ul style="list-style-type: none"> ・品質管理 ・出来形管理 ・出来高管理 ・写真管理 ・各種試験要領 ・産業廃棄物処分計画、契約書(写し) ・再生資源利用促進計画書(COBRIS)・現場作業員名簿および有資格者名簿 ・官公庁届出一覧表 ・火災保険 ・賠償責任保険の写し・約款 ・施工体系図 ・施工体制台帳 ・下請契約書または注文請書 ・納入仕様書 メーカーリスト ・官公署申請書類 					
施工図面	1	任意	○	○	CAD および PDF

※ 資格を証する書類、経歴書、雇用を確認できる書類を添付すること。下請金額が4,500万円未満（建築一式工事の場合は7,000万円未満）となる場合は、現場代理人および主任技術者届とする。

2. 施工中に提出する書類

書類名称	部数	規格	媒体種別		備考
			紙	電子	
工事打合簿	1	A4	○		
工事履行報告書（進捗管理）	1	A4	○		

3. 完成時に提出する書類

書類名称	部数	規格	媒体種別		備考
			紙	電子	
完成図書 ・完成図書 ・保証書 ・取扱説明書 ・官公署届出書控え ・検査結果報告書 ・その他保安上必要な図書 ・資材納品書、出荷証明書 ・各種試験報告書 ・建設業退職金共済証紙貼付実績報告	2	A4	○		
・再生資源利用促進実施書 (COBRIS)	1	任意	○		
竣工時工事カルテ登録内容確認書および登録確認書登録確認書 (CORINS)	1	A4	○		
工事写真（着工前・施工中・完成）	1	A4	○		
竣工図	1	任意	○	○	CAD および PDF

別紙3 提出書類一覧（工事監理業務）

1. 業務着手前

書類名称	部数	規格	媒体種別		備考
			紙	電子	
工事監理技術者選任通知書	1	任意	○		経歴書、資格の写を添付
工事監理業務計画書 ・ 監理方針 ・ 業務工程書 ・ 業務内容等	1	A4	○		

2. 工事監理中

書類名称	部数	規格	媒体種別		備考
			紙	電子	
打合せ議事録	1	A4	○		
工事履行報告書	1	A4	○		

3. 業務完了時

書類名称	部数	規格	媒体種別		備考
			紙	電子	
業務完了報告書	1	任意	○		